

# 業種紹介

産業人材確保緊急対策事業(静岡県)  
採択事業 参考資料

## 消防用設備等 保守点検業とは

当組合では、

「消防用設備等の保守点検を、  
消防設備士等の資格者を雇用等するとともに  
適切に維持・校正された試験器具等を使用し  
法令遵守で受託する業種」と、定義しています。

県知事設立認可  
官公需適格組合（中小企業庁認定）

静岡県消防設備保守点検業協同組合

<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月



# 保守点検が“生死を分ける” - 重要な業務・業種 -

**火災発生！消防用設備等がしっかり動く** 消防用設備等保守点検業については、確立された業界及び業法（ぎょうほう）がないため統一的な定義がありませんが、静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「当組合」という。）では、次のように定義しています。

「消防用設備等保守点検業とは、消防用設備等の保守点検を、消防設備士等の資格者を雇用等するとともに適切に維持・校正された試験器具等を使用し法令遵守で受託する業種」

一般的に「保守業務」や「点検業務」の多くは、発注者や関係者の安全確保に関わるものですが、その中でも特に消防用設備等保守点検業では、点検の実施状況が、発注者や関係者だけでなく不特定多数を含む多くの者の安全確保に直結しており、いかに法令遵守による適正点検の実施を確保できるかが“生死を分ける”と言っても過言ではありません。下りるべき防火シャッターが下りなかった、自動火災報知設備の警報ベルが鳴らなかった等々、過去の悲惨な火災事例から私たちが学んだ教訓です。“安全・安心は見えない” --- 消防用設備等保守点検業は“見えない安全・安心”を、法令遵守の適正点検を通じて提供する業種です。

**保守点検を行う者、設備をチェックする試験器具等** 適正点検の確保は、「保守点検を行う者」と「設備をチェックする試験器具等」がそろって、はじめて実現します。例えば、一見、誰にでもできそうな“消火器の外観点検”も、消防法規則等に基づく点検基準・点検要領の手順や器具等を使い実施しなければなりません。防火対象物（消防法が定める建築物その他の工作物等）の用途・規模により有資格者点検が義務づけられていますが、実際はほとんど全ての点検が有資格者点検となっています。



歌舞伎町雑居ビル火災（平成13年9月1日、死者44名・負傷者3名、避難障害、避難器具未設置、誘導灯不点灯）  
/消防庁HP転載



## 私たちの回りの消防用設備等 - 超複雑化する設備 -

**消火器からスプリンクラー設備（デパート等）まで！** 消防用設備等保守点検業が保守点検する消防用設備等を見てみると、私たちの生活風景の一部となっている赤色の消火器、天井の円盤のような自動火災報知設備の感知器、ビル廊下の屋内消火栓等のほか、高層ビルや病院等に設置されるスプリンクラー設備など、ありとあらゆる消防用設備等(左表)が私たちを守ってくれています。

わが国では、消防法令が消防用設備等を設置すべき「防火対象物（消防法上の建築物その他の工作物等）」を定め、その関係者（所有者・管理者・占有者）に、定期的な点検と消防機関等への報告を義務づけています。

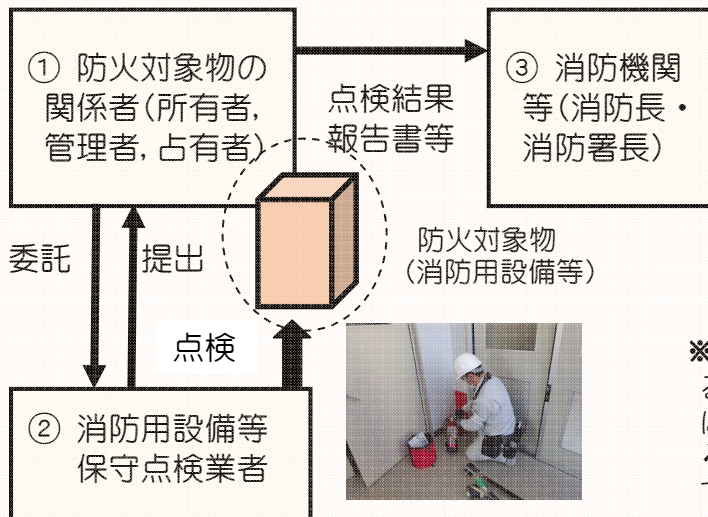
業種や職業としての“安定性”は、法律の根拠（義務化）、点検・報告周期が短期（後述）であること等で、しっかり裏づけされています。

業種や職業としての“安定性”は、法律の根拠（義務化）、点検・報告周期が短期（後述）であること等で、しっかり裏づけされています。

消防法令が定める消防用設備等		
I 消防の用に供する設備	1 消火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内・屋外消火栓設備</li> <li>・ハロゲン化物消火設備</li> <li>・不活性ガス消火設備 ・水噴霧消火設備、</li> <li>・粉末消火設備 ・泡消火設備</li> <li>・スプリンクラー設備</li> <li>・動力消防ポンプ設備</li> <li>・消火器</li> <li>・簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂等）</li> </ul>
	2 警報設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・消防機関へ通報する火災報知設備</li> <li>・漏電火災警報器</li> <li>・ガス漏れ火災警報設備</li> <li>・非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器等）</li> <li>又は非常警報設備（非常ベル、放送設備等）</li> </ul>
	3 避難設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべり台、避難はしご、救助袋など</li> <li>・誘導灯、誘導標識</li> </ul>
II 消防用水		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火水槽など</li> </ul>
III 消火活動上必要な施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信補助設備 ・非常コンセント設備</li> <li>・排煙設備 ・連結散水設備</li> <li>・連結送水管</li> </ul>

# 業務委託（受託）の流れ

- 保守点検業者が受託 -



点検・報告義務のある消防用設備等（※消防法）	
<b>【点検】</b>	機器点検と総合点検を行います 機器点検：6か月に1回 総合点検：1年に1回
<b>【報告】</b>	報告周期は二つのパターン 特定防火対象物：1年に1回 非特定防火対象物：3年に1回

※ 消防法第17条の3の3は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき「防火対象物」の関係者に定期点検・報告を、また、そのうち「政令で定める防火対象物(注)」には資格者による点検を義務づけています。これらの違反には、消防法第44条又は第45条により罰則が科せられる場合があります。

## (注)政令で定める防火対象物 …… 有資格者点検が必要とされる防火対象物

- 1 延面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物(不特定多数の人が利用, 政令で定める)
- 2 延面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の非特定防火対象物かつ消防長・消防署長が指定
- 3 屋内階段(避難経路)が一つの特定防火対象物

※ 当組合では上記以外の防火対象物についても有資格者点検を推奨しています



# 業種の課題

-人材の確保・育成、業法、消防庁の検討会など-

**人材の確保・育成** 昭和40年(1965年)の消防法改正により消防設備士制度が創設され50年余、また昭和49年(1974年)の消防法改正により消防用設備等の点検報告制度が創設され40年余、県内の現場において世代交代が進行しており、消防用設備等保守点検業では経験豊かな専門的人材の確保・育成のため、業種をあげた取組が喫緊の課題となっています。

**業法の制定を目指して** 県内で、消防用設備等保守点検業の規律確保や適正な業務の実施を図るため“業法の制定”に向けた取組が進められています。平成30年7月10日、静岡県議会において衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び消防庁長官あてに地方自治法第99条に基づく「消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書」が全会一致で可決・承認されました(右写真)。



**消防庁「あり方検討会」** 消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会(平成27年7月設置)」では、防火対象物の大規模・高層化など新たな諸課題について総合的な検討が、また「消防用設備等点検報告制度のあり方検討部会(同)」では、点検報告率の向上、点検実施者の点検資格(下表)の有無、合理的な点検基準への見直し、小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(消火器点検アプリの試行・運用等)などについて検討が行われています。平成31年1月21日(月)、消防庁は「消防用設備等点検結果報告書及び点検票の一部改正(案)」を公開し意見公募を行いました。

消防設備名	消防設備士(国家資格)	点検資格
1 消火設備	甲種・乙種1・2・3類、乙種6類	1種
2 警報設備	甲種・乙種4類、乙種7類	2種
3 避難設備	甲種・乙種5類	2種

(注) 甲種は点検・整備・工事、乙種は点検・整備ができる

## “官公需適格組合とは！”

国が“官公需適格組合”を創設したのは昭和42年（1967年）。今から50年前のことでした。東京オリンピック（1964年）の後、わが国は「いざなぎ景気」と呼ばれる好景気に沸きます。しかし、その一方で産業構造の変化や国際化などが進み、“中小企業対策”が喫緊の課題となっていました。“官公需適格組合”は企業数で99.7%・雇用者数で66.7%（中小企業庁・平成25年2月）を占める中小企業者を応援するため、社会全体の総意で誕生したものです。

大切なこと！ --- それは“中小企業者が力を合わせ官公需を受注する仕組”とともに“国や自治体を負う受注拡大の努力義務（やらなくて良いではなく）”を未来に向け引き継いでいくことです。静岡で生活する誰もが毎日笑顔で暮らすことのできるよう、“官公需適格組合”をどう育て活用していくかは、私たち全員に課せられた課題と言えます。

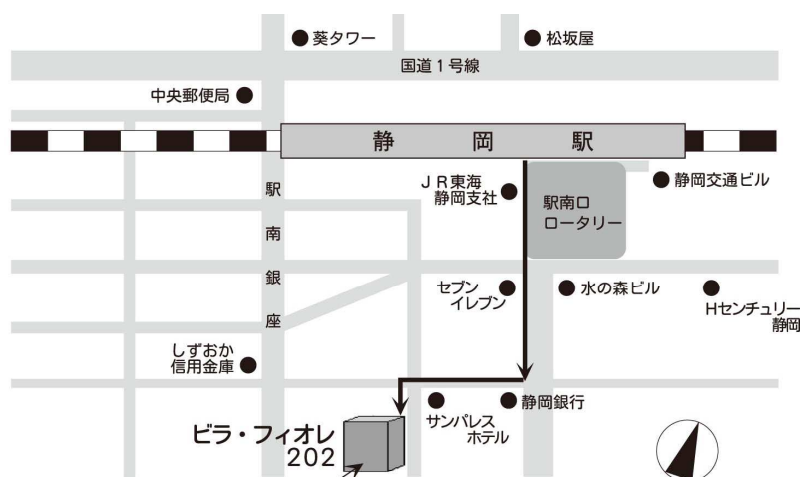
## 静岡県消防設備保守点検業協同組合 25年の実績と信頼

**地域の安全・安心を担う** 平成6年7月、静岡県消防設備保守点検業協同組合は、県内消防防災業者15社が静岡県知事から協同組合（共同受注を目的とした組合）設立の認可を受け活動をスタートさせました。平成13年11月には、経済産業省（中小企業庁）から「官公需適格組合」の認定を受けています。

設立から25年目を迎えた組合は、組合員55社、共同受注額2億4千万円余（平成29年度決算）という、静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとって無くてはならない組織に発展しています。

また、郷土の安全・安心確保のために、法令遵守（消防法等）による手抜きのない適正点検（火災予防）を徹底する仕事ぶりは、県や関係市等から高い評価と信頼を得ています。それは、確かな共同受注実績（※平成29年度）が証明するところです。

※ 静岡県庁舎、ふじのくに茶の都ミュージアム、浜松市教育委員会（小・中学校等）、浜松市消防庁舎、浜松市立図書館、磐田市教育委員会（小・中学校）、静岡市教育委員会（小・中学校等）、県教育委員会（浜松江之島高校グループ、磐田農業高校グループ、掛川東高校グループ、榛原高校グループ、清水東高校グループ）など。



【組合事務局】 電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092  
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>  
メール [syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp](mailto:syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp)  
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3  
【平日；9：00～17：00（職員常駐）】  
【土日祝祭日は休み】

< JR静岡駅南口から徒歩3分 >